

令和元（2019）年5月29日

（名称）上三川町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
上三川町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
1) 目的 ① 高齢社会に対応すべく、「高齢者等が必要とする」、「高齢者等が利用しやすい」地域公共交通の整備を図る。 ② 町内すべての地域で公共交通を利用可能にし、公共交通不便地域の解消を図る。 ③ 既存の路線バス等と接続することにより、路線バスの利便性向上及び地域公共交通の利便性確保を図る。
2) 必要性 マイカーの普及等により公共交通の利用者が減少している一方で、通院や買い物などの移動手段として公共交通を必要としている高齢者等が存在する。今後、高齢化社会の進展により、公共交通に対する要望も増加、多様化することが想定され、町の第7次総合計画において、施策項目の1つに「道路・交通網の整備」を掲げ、公共交通の充実や利用しやすい環境づくりを目指している。 このような中、本町における公共交通のあり方について記載した上三川町地域公共交通整備計画に基づき、平成25年3月1日から行った実証運行の結果、平成28年4月から本格運行を開始したデマンド交通については、上記の目的に合った重要な公共交通として十分に役割を果たしており、今後も継続して運行を行う必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標 ① 高齢者等の通院のための移動手段を確保する。 ② 高齢者等の買い物のための移動手段を確保する。 ③ 町内の地域公共交通サービスの平準化による交通不便地域を解消する。 ④ 町内はもとより、隣接する市の病院や商業施設等への移動手段を確保する。 ⑤ 一日あたり75人分の移動手段を確保する。(直近年度実績61.3人)
(2) 事業の効果 ① 町民が広く「デマンド交通」を利用することによる公共交通の利用者数の増加と運賃収入の増加。 ② 自動車を利用出来ない高齢者等が必要とする公共交通サービスの継続的な提供。 ③ 高齢者等の外出機会の増加と社会参加や交流の促進、並びに「引きこもり」の減少や身体的、精神的な健康の維持・増進。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報誌でのデマンド交通の周知（上三川町）</li> <li>・おためし利用券配布による利用者の増加及び利用者層の拡大（上三川町）</li> <li>・鉄道や路線バスを含めた公共交通ネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成及び配布・HP公表（上三川町・事業者）</li> </ul>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>別添の表1のとおり。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>上三川町から運行事業者への支払額については、運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>関東交通株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法</p>
<p><u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p>
<p><u>【地域関幹線系統のみ】</u></p>
<p>※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p>
<p><u>【地域関幹線系統のみ】</u></p>
<p>※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p>
<p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず</p>

<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要  <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>別添の表5のとおり。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を  受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※車両を取得しないので記載せず。</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を  受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※車両を取得しないので記載せず。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を  受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※車両を取得しないので記載せず。</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支  の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※車両を取得しないので記載せず。</p>

## 17. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成26年6月11日 平成26年度第1回地域公共交通会議開催。  
地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。
- 平成27年4月27日 平成27年度第1回地域公共交通会議開催。  
地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。
- 平成28年1月27日 平成27年度第2回地域公共交通会議開催。  
本格運行及び利用料金の改定について承認。
- 平成28年6月 2日 平成28年度第1回地域公共交通会議開催。  
地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。
- 平成29年1月 4日 平成28年度第2回地域公共交通会議開催。  
デマンド交通町外運行場所の変更について。
- 平成29年6月13日 平成29年度第1回地域公共交通会議開催。  
地域内フィーダー系統確保維持計画を審議。
- 平成30年4月27日 平成30年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。  
上三川町地域公共交通網形成計画骨子案について協議。
- 平成30年6月22日 平成30年度第2回地域公共交通活性化協議会開催。  
上三川町地域公共交通網形成計画素案について協議。  
地域内フィーダー系統確保維持計画を審議。
- 令和元年5月29日 令和元年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。  
地域内フィーダー系統確保維持計画を審議。

## 18. 利用者等の意見の反映状況

上三川町地域公共交通整備計画策定にあたり、アンケート調査及びパブリックコメント、また、デマンド交通運行開始後にアンケート調査を実施。

上三川町地域公共交通網形成計画策定に向けて、アンケート調査を実施した。平成 30 年 7 月にパブリックコメントを実施し、平成 30 年 8 月に計画策定をした。

意見集約の方法	期間	備考
アンケート調査	H23. 4～H23. 5	回収率 70.3% (1,406 件／2,000 件)
パブリックコメント	H23. 12. 19～H24. 1. 17	1 件
アンケート調査	H25. 9	回収率 69.5% (695 件／1,000 件)
アンケート調査	H26. 9	回収率 74.6% (373 件／500 件)
アンケート調査	H27. 8	回収率 54.0% (324 件／600 件)
アンケート調査	H28. 12～H29. 1	回収率 51.7% (310 件／600 件)
アンケート調査	H30. 1～H30. 2	回収率 45.0% (675 件／1,500 件)
パブリックコメント	H30. 7 予定	1 件（予定）
アンケート調査	H31. 2～H31. 3	回収率 58.5% (351 件／600 件)

19. 協議会メンバーの構成

上三川町地域公共交通活性化協議会 メンバー

構成員	構成員名称
町長又はその指名する者	副町長
一般乗合旅客自動車運送事業者	関東自動車（株）
一般乗用旅客自動車運送事業者	関東交通（株）
栃木運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局栃木運輸支局
住民又は利用者の代表者	上三川町自治会長連絡協議会代表
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	栃木県交通運輸産業労働組合協議会
道路管理者又はその指名する者	宇都宮土木事務所
	上三川町都市建設課
下野警察署長又はその指名する者	下野警察署
その他町長が必要と認める者	栃木県県土整備部交通政策課
	上三川町社会福祉協議会
	上三川町商工会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）栃木県河内郡上三川町しらさぎ1-1

（所 属）地域生活課 生活係